

事業内容区分	対象サービス	加算名称等	加算内容	基本単価	拠点に係る加算単位等	協力事業所としての届出
相談	計画相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）		700単位/回	要
	障害児相談支援					要
緊急時の受け入れ・対応	居宅介護	緊急時対応加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として加算する。	100単位/回	+50単位/回	要
	重度訪問介護					
	同行援護					
	行動援護					
	短期入所	緊急時短期入所受入加算	居宅においてその介護を行うものの急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算する。	福祉・共生型短期入所サービス費 180単位/日 医療型・医療型特定短期入所サービス費 270単位/日		否
	短期入所	地域生活支援拠点等の場合（本体報酬への上乗せ）	地域生活支援拠点等の場合は、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、当該短期入所等の利用を開始した日のみ所定単位数に加算する。		100単位/日	要
	自立生活援助	緊急時支援加算（Ⅰ）	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	711単位/日	+50単位/日	要
地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する	712単位/日	+50単位/日	要	
体験の機会・場	生活介護	障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定障害者支援施設等を利用する者が、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。 （1） 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 （2） 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	初日から5日目まで 500単位/日 6日目から15日目まで 250単位/日	+50単位/日	要
	自立訓練（機能訓練）					
	自立訓練（生活訓練）					
	就労移行支援					
	就労継続支援A型					
	就労継続支援B型					
	地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定	初日から5日目まで 500単位/日 6日目から15日目まで 250単位/日	+50単位/日	要
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	地域生活支援拠点等として届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。		120単位/日	要
	地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅰ）	指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合≪体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）≫を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	300単位/日	+50単位/日	要
	地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅱ）	指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合≪体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）≫を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	700単位/日	+50単位/日	要
共同生活援助	共同生活援助サービス費 体験利用の場合	一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、1回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。	障害支援区分6 697単位/日 障害支援区分5 582単位/日 障害支援区分4 501単位/日 障害支援区分3 411単位/日 障害支援区分2 322単位/日 障害支援区分1以下 272単位/日		否	
専門的人材の確保・養成	共同生活援助	重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）	障害支援区分6であって重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者（Ⅰ）又は障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者（Ⅱ）が利用している場合であって、指定基準に定める人員基準に加えて生活支援員を加配するとともに、一定数のサービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修を修了している場合	重度障害者支援加算（Ⅰ）：360単位/日 重度障害者支援加算（Ⅱ）：180単位/日		否
	生活介護	重度障害者支援加算（Ⅱ）	（1）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、強度行動障害を有する者にサービスの提供をした場合（体制加算）。 （2）支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別支援を行った場合（個人加算）。	（1）7単位/日 （2）180単位/日		否
地域の体制づくり	計画相談支援	地域体制強化共同支援加算	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合。ここでいう自立支援協議会とは、地域継続支援部会のことである。		2,000単位/回	要
	障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算				要